

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 旅費規定を整備しよう

**Q**：旅費の精算については、実費精算ではなく、日当精算方式を採用している会社が多いと聞きました。どういったメリットがあるのでしょうか。

**A**：精算事務の簡素化メリットはもちろんのこと、旅費がういた場合でも、会社は支給額全額を旅費にでき、支払を受けた給与所得者側も現物給与とはされず、非課税で受け取ることができます。

#### 【解説】

旅費規定に基づいて、宿泊料や日当が支給されている限り、実際の使用旅費（実費）との差額が余っても、会社にとっては支給額全額を旅費にできることはもちろん、支払を受けた給与所得者側も余った金額を非課税で受け取ることができますので、宿泊料、日当については、会計処理の簡素化、節税の両面から、実費精算に替えて規定の金額を一律に支給する方式が有利となります。

この場合、宿泊料や日当を、役員、従業員等地位によって一定の格差をつけて支給することは可能ですが、旅費規定によって支給された金額であっても不当に高額の場合は、給与所得として課税されますので、同業種、同規模の他の会社の例を参考にして、適正な旅費規定を整備する必要があります。

